

《資料》

一橋大学法学部における「留年」の実態について

一橋大学法学部  
法学教育課程シムボジウム準備委員会

近年いわゆる留年の現象は各大学において顕著である。夫々の大学・その関係者は勿論、新聞等によっても、この問題が論議の対象となり、それなりの角度から説明されようとしている。いまや一種の社会問題となりつつある、と言えるかも知れない。本学においても在籍年限を超えて在学する者の数は漸増の傾向にある(第一表参照)。

こうした現象は、たしかに或る観点よりするならば、「異常」と映るであろう。我々は、しかし、これを「異常」と断ずることを急ぐことはせず、先ず「どうして、そうなのか」を問おうとした。そのためには実態の把握が先決であろう。本年の四月から五月にかけて、「留年者」と考えられる学生諸君に協力を要請し、書面のアンケートによる調査を試みた。その結果は決して満足できるものではない。その原因の大半は、アンケートの項目・質問形式自体が必ずしも的確ではなかった、ことによる。また該当者の全員から協力を得られない事情にあったこと

も、これに重なっている。その意味では、調査の結果を公表するに値いするかは、大いに疑わしい。とはいえ、その調査の結果は、不十分ながら既に幾つかの問題点を浮彫りにしていると思われる。従って、より完全な調査のための中間報告という形で、今回の調査結果・しかもその一部分のみを、ここに公けにすることとした。調査に協力して下さった学生諸君および読者の諒承をお願いする次第である。

(1) 一 入学試験と学内留年との相関関係について、

石谷清幹・大学における大量留年問題の現状——大阪大学

の場合——自然・一九六六年一〇月号、

小野 周・東京大学における留年問題・自然・一九六六年

一二月号。

二 精神衛生の側面について、

笠原 嘉・長期留年生のために・厚生補導(69号)一九七

二—二、

笠原 嘉『青年期』第三章・現代のオプローモフ達(中公

新書・一九七七年三月)。

三 総合的分析として、

東海大学学生生活研究所編『留年』(一九七六年一〇月)。

など、等。

\* こうした調査結果の報告には、使用した調査質問用紙を添付することが不可欠である。しかし、今回は紙面の制約があり、これを割愛せざるを得なかった。

第1表 一橋大学における在籍年限超過在籍者\* 昭和52年5月

年 度	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
在籍年限超過者総数	25	28	34	41	54	75	58	60	82	96	122

\* 4年を超えて一橋大学に在籍する者をいう。

上の表は、文部省指定統計第13号、学校基本調査、学校調査票(大学)、「学部学生内訳票」のために本学学務課で集計した数字を基礎としたものである。

留年の動機や目的に関する質問を主要な内容とする無記名方式のアンケート用紙を作成し、これを後述の範囲の該当者全員に配布した。配布にあたっては、当該学生の所属するゼミナールの教官が該当者に手渡すことを、原則とした。この方法に依りえない場合には郵送した。また、回答の回収に際しては、無記名の趣旨を生かすため、郵送にすることを原則とした。しかし現実には、本人が法学部事務室へ、または教官のもとへ、直接に持参してくれた場合も少なくなかったようである。

二

調査への協力を依頼した範囲、アンケート配布先は総計一四〇名である。これには法学部留年者と、法学部↓他学部ならびに他学部↓法学部への二種類の学士入学者と

が含まれている。これを次のように区分する。

(1) 「法学部留年者」 小計一〇九名(第2表参照)。

ここに「法学部留年者」とは次の者を指す。つまり、法学部に五年以上在籍している者、または法学部後期専門課程に三年以上在籍している者(これには昭和五〇年度以前に法学部へ学士入学した者も含まれる)で、且つ卒業しようと思えば卒業できたにも拘らず敢えて卒業しなかった者、これらである。

(2) 「学士入学者」

或る学部の卒業後、他の学部に学士入学する場合、これは厳密な意味では留年でもなければ卒業延期にも当たらない。しかし広い意味では、卒業し学園を去ること或いは社会に出ること、の延期の一態様と考へうる。その動機や目的において留年と変りがなく、ただ諸事情を考慮して選ばれた一つの方策に過ぎないこともある。これが、学士入学者をも広義の留年者として捉えて、今回の調査に協力を要請した理由である。なお、ここに言う「学士入学者」とは、新学部に入学者以来二年以内の在籍に止まる者、のみを示すこととする。これには左記の二種類がある。

(a) 法学部↓他学部への「学士入学者」 小計九名(第3表参照)。

(b) 他学部↓法学部への「学士入学者」 小計二二名(第3表参照)。

右のうち(b)は、必ずしも常に「法学部留年者」や右の(a)などは、同一の動機・目的を持つとはいえないであろう。しかしな

第2表 「法学部留年者」在籍者数

入学年度	法学部 在籍年数	大学 在籍年数	人数合計 <sup>1)</sup> 109(21)
44	9 <sup>2)</sup>	9 <sup>2)</sup>	1(1)
45	8	8	4(4)
46	7	7	11(9)
47	6	6	26(2)
48	5	5	57(2)
46	7 <sup>3)</sup>	11 <sup>3)</sup>	1(1)
47	6	10	0
48	5	9	2(2)
49	4	8	7(0)
50	3	7	0

- 1) ( )の中は休学経験者数である。
- 2) 本年(昭和52年)が9年目であることを示す。前期を2年間で修了したとは必ずしも言えない。以下同様。
- 3) 本年(昭和52年)が、それぞれ7年目と11年目にあたることを示す。以下同様。既卒の出身学部を必ずしも4年間で卒業したとは言えない。従って、その場合には、大学在籍年数の合計は、必ずしも表のとおりにはならない。しかし、本表の範囲内でみる限り、こうした場合に該当する者は皆無であった。
- 4) 入学年度の表示にあたっては、法学部へ学士入学した年をもって基準とする。

がら、学士入学の対象学部は法学部を選んでいくことか  
ら、仮に同一の動機・目的はないとしても、少なくとも同種の  
動機・目的をもつものではないか、と考えられた。これらの  
「学士入学者」に対しても協力を要請した理由がここにある。  
一般に学士入学の動機・目的が判りうるかも知れない、と思わ  
れたこともある。

(2) これらはいわば元学士入学者であるが、卒業の延期は  
法学部において起こる。その意味で「法学部」の留年者で  
ある。これらの元学士入学者をも含むとき、作表上はカギ  
括弧を付けて「法学部留年者」とする。これらを含まない  
いわば純粹の法学部のみに在籍する者のみの場合は、括弧  
を付けずに「法学部留年者」とのみ表記する。

(3) およそ全ての学士入学の経験者を指す  
ときは、作表上、括弧を付けずに「学士入  
学者」とする。カギ括弧が付されていると  
きは、本文で特定された範囲の学士入学者  
のみを、示すこととする。

三

アンケートへの回答者ならびにその回答率に  
ついて記しておこう(第4表参照)。

協力を要請した者のうち、前節に掲げた(2)(a)  
(法学部→他学部)の「学士入学者」からの回  
答はゼロであった。

「法学部留年者」の回答率は五九パーセント(一〇九名中六  
四名)に過ぎなかった。

法学部への「学士入学者」からは五五パーセント(二二名中  
一二名)の回答を得た。

従って、全体の回答率は約五五パーセント(一四〇名中七七  
名)に止まる。アンケートの配布・回収の方式にも、改良を加  
える要がある。また結果として、「法学部留年者」および法  
学部への「学士入学者」に対してのみ、言い換えれば、調査実  
施当時において法学部に在籍する前述の卒業延期者に対  
してのみ、協力を依頼しようとなった。この範囲に限  
ってみれば、全体の回答率は五九パーセント(一三一名中七七  
名)となる。とはいえ僅かに五五乃至五九パーセントの回答を

第3表 「学士入学者」在籍者数

各欄の、上段は昭和51年度、下段は同52年度の  
入学者数である。

入学学部 出身学部	商	経	法	社	計*
商			6 9	1	
経	1		1 1	4	
法		3 3		1 2	4 5
社			3 2		
計*			10 12		

\* 関係部分のみを合計した。

基礎として、また各類型の回答率が不均等であるにも拘らず、果して的確な実態把握ができるのか、という疑問が湧く。観点を逆にすれば、約四一パーセント、つまりほぼ半数の者が回答をしていない、しかも無回答の者がかかえる問題こそ留年問題の神髄である…、このように言うことも許されようからである。

『実態調査』の結果から、何らかの断定的な憶測を行なうことを避け、結果の一部分についてだけ、ただそれを紹介するの  
に止めようとした主たる理由が此処にある。

四

「法学部留年者」「法学部学士入学者」という広義の『卒業

延期者が、如何なる形で、如何なる処で、何時ごろまで『延期』をしているか。これは第4表の留年の形態欄で一覽できよう。

留年生全体に占める「学部留年者」と「学士入学者」との夫々の比率、いわゆる五年生（一留生）・六年生（二留生）…などの割合、これらは第5表から読みとれよう。第5表で、「学士入学者」に比べて、五年目とは法学部へ入学して一年目、同様に六年目は実質的に法学部での二年目、これである。従って、彼等にとって七年目になるときは、前述の分類に則れば、「留年者」についての五年目に当るのが通例であろう。

五

何人も恐らくは最も知りたいと思うであろう留年の目的や動機、これについては第6表が参考になる。「法学部留年者」に関してではあるが、回答者全体六四名中の六〇名（九四パーセント）が勉強Ⅱ受験準備を以て留年の目的とする。受験準備の中でも司法試験を目指すものが九〇パーセント（六〇名中の五四名）、より広く勉学目的の中での比率でも八四パーセント（六四名中の五四名）にまで達している。ここだけを拡大すれば、我が学部における留年は、その殆ど全てが勉学を目的としており、要するに司法試験のためである…と断言できるかも知れない。その目的意識も明確であり、その目的自体も法学部学生にとって至当のものである。いたって健全な積極的留年であって問題はない。このように断定することが許されるように見える。しかしながら、受験して失敗したことを留年の動機とし

第4表 「法学部留年者」ならびに「法学部学士入学者」の在籍状況および回答率。

区分	在籍期間 <sup>1)</sup>	在籍形態			回答者数・率		
		前期	後期		在籍者数	人数	百分率 <sup>3)</sup>
			既卒学部 <sup>2)</sup>	現籍学部			
「法学部留年者」	5	2		3	57	29	51
	6	2		4	26	22	88
		3		3		1	
	7	2		5	11	6	64
		3		4		1	
	8	2		6	4	2	36
		2	2S	4	7	2	
		x*	ay*	z*		0	
	9	x		z	1	0	0
		x	by	z	2	0	
	11	2	2E	7	1	1	100
計				109	64	59	
「法学部学士入学者」	5	2	2C	1	9	5	50
		2	2E	1	1	1	
		2	2S	1	2	0	
	6	2	2C	2	5	4	56
		2	2E	2	1	1	
		2	2S	2	3	0	
	7	2	3C	2	1	1	100
計				22	12	55	
?	?	2	yS	z	(1)†	1	
合計				131	77	59	

1) 昭和52年4月以降で通算何年目になるかを表示する。

なお、「法学部留年者」の中に、在籍期間の総計が10年になる者はいない。

2) C…商学部、E…経済学部、S…社会学部；a, b…法学部以外の不特定学部

3) 当該類型の在籍者総数に対する回答率である。少数点以下を四捨五入した。

\* x, y, zはそれぞれ確定できない期間を示す。

† いずれかの類型のものと重複している可能性があるため、合計するときは、これを算入しなかった。

て明示する者が、司法試験のための勉学を目的として掲げる者に対して、五八乃至五九パーセントの比率しかもたないこと、留年一年目の新五年生の五五パーセントが自己の進路を誤った

と思いい(そのうちの五〇パーセントが受験の失敗を留年の動機とする)、その中の七五パーセントは、留年しても目的が達せられなかったら、卒業して就職したいと考えていること(第7

第5表

\*数字は%

区分*	在籍期間	5	6	7	8	9	11
「法学部留年者」(83%)		52	24	10	10	3	1
「法学部学士入学者」(17%)		55	41	4			
広義の留年生全体*(100%)		53	27	9	8	2	1

\*\* 広義の留年生全体=学部留年者+学士入学者

らの固さであるからである。新五年生のうち司法試験の準備を留年の目的とする者二四名中、一五名(六〇パーセント弱)だけが他の試験のことは考えず、専ら司法試験のみを目指していることが意義ぶかく思われる(第6表註7) 参照)。もっとも、留年にはその経済的基盤が不可欠である。この点では第8表が参考になろう。留年すること・していることが、経済状態を激

表参照)、新五年生の三八パーセントに当る、自己の進路について誤ったとは思っていない者(うち四五パーセントの留年動機が受験の失敗である)の中にも、留年で目的を達しえないときは卒業して就職したいと考える者が、三六パーセントもあること(参照 第7表)、これらを考慮するならば、必ずしも前述のように樂觀することができないようにも思われる。受験意思の強固さ・確実さが問題となる。そしてこれを担保するものは、単に受験自体を目標とすることではなく、さらに進んで将来の自己像・職業選択・法曹になろうとする意欲と決意、これ

変させる、要素とはならないように受けとられうる。けれども、状態悪化の原因として奨学金の受給資格がなくなることを挙げることが少ないこと、逆に留年生のための奨学金制度の開設を求める者が相当あること、留年は経済状態の変化に寄与することが少ないというだけであって、当初より劣悪な状態に在る者にとっては、依然としてその状態が不変のまま続くということ、こうしたところを考え合わせるならば、早期の無選択的な卒業の志向も、直ちには、目的意識の乏しさに結合するとは言えない。この点は留意を要するであろう。

六

以上に紹介してきた勉学型の留年とは異なる原因で、留年していると回答した者が若干ある(五年生 三名、六年生 二名、計 五名)。外国留学・生活型(二名)、課外活動志向型(二名)、および病氣・事故型(一名)の三種である。第一のものは適性疑問型と、第二のものは不注意型と、夫々結び合わさっている。従って、これらを常識的に捉えて、積極的留年に分類することは的確さを欠くであろう。むしろ、双方を共にアイデンティティ不確定・探究型と考えた方がより正確をえていよう。第三のものは一見ごく単純な病氣型である。なお、本来の意味での、遊樂型や能力不足型は、少なくとも、今回の回答者の中から、発見することはできなかった。たしかに、回答者の中には、遊び過ぎたことや力量不足を、留年の唯一の或いは主要な原因として、挙げた者もいる(計 四名)。けれども、その内

第6表 「法学部留年者」勉学型留年の実態。

区	回答者類型		留年の目的=勉学=受験準備とする場合の細目 <sup>5)</sup>					備考
	通算 <sup>1)</sup> 前期	後期 他 <sup>2)</sup> 法計	回答者数 <sup>3)</sup> 率 <sup>4)</sup> (%)	司法試験	公務員試験 <sup>6)</sup>	会計士試験	大学院入試	
5	2	3	93	24(14)-83	8(6)-28		3(3)-10	同一の者が複数の受験準備 <sup>7)</sup>
6	2	4	91	17(10)-77		1	1(1)-5	同一の者が3種の受験準備
7	2	3	100	1(1)	1(1)		1(1)	
8	2	6	100	6(5)				
11	2	2S	100	2(1)				
全体	2	2E	100	1		1		同一の者が双方の受験準備
			60	54(32)-84	9(7)-14	2	5(4)-8	

- 1) 昭和52年で通算何年目になるかを表示する。  
通算9年目の者は3名在籍するが無回答。(うち2名は学士入学者)。  
同じく10年目の者は在籍しない。
- 2) 通算年数不明の者(1名)は作表上のぞいた。
- 3) かつての学士入学者、S=社会学部、E=経済学部を夫々表示する。
- 4) その総数については第4表を参照のこと。
- 5) 当該類型回答者総数に対する百分率である。少数点以下を四捨五入した。
- 6) 上記の表に分類されたもののほか、通算5年目に該当する者の中に、シャーターシステム関係の入社試験のみの準備を目的とする者1名がある。
- 7) 各欄の頭初の数字は回答者数、( )の中にはそのうち当該試験の失敗をも留年の動機として明示するもの数、一のあとは当該回答者数の当該類型回答者総数に対する百分率である。それが100%のときは省略した。少数点以下を四捨五入した。
- 8) 国家公務員と地方公務員との双方、またはこれに準ずるものを含む。
- 9) ただし、もっぱら大学院入試のみを目標とする者1名、司法試験のみを目標とする者15名、公務員試験(上級職)のみを目標とする者1名。

通 算 年 数	自己の進路についての疑問なし		自己の進路についての疑問あり																		
	回 答 者 総 数	小 率 <sup>1)</sup> (%)	卒業の希望 あり	卒業の希望 なし	卒業の希望 不明																
5	29	11	38	4	2	8	16	55	1	8	7	1	1	6(3)	2(1)	2	2	5	6	12	12
6	23	15	65	5	2	7	7	30	2	4				2(2)		2	2	2	2	4	7
7	7	5	71			1	2	29							1	1	1			1	1
8	4 <sup>3)</sup>	3	75			1	1	25							1						
11	1						1	100								1				1	
	64	34	53	9	4	16	27	42	1	10	11	1	2	8(5)	4(1)	6	7	7	8	18	20

1) 当該類型の回答者総数に対する百分率、少数点以下を四捨五入した。  
 2) ( )の中の数字は、受験の失敗も留年の動機として明示する者の数。  
 3) 純粹の法学部留年者のほか、社会学部を4年で卒業し、法学部に学士入学して4年目になる者2名を含む。

第8表 「法学部留年者」留年と経済状態\*

通 算	経済的負担の態様			留年による経済状態の変化					
	アルバイトのみ	アルバイト+ 配偶者の取入	アルバイト+ 父母の負担	父母の負担	やや 良化	不 変	殆ど 不変	やや 悪化	悪 化
5	4(14)		13(45)	10(34)	1(3)	7(24)	10(34)	4(14)	4(14)
6	1(4)		6(26)	16(70)	2(9)	16(70)	3(13)	2(9)	
7	3(43)		1(14)	3(43)	1(14)	2(29)	3(43)	1(14)	
8	1(25)		1(25)		1(25)		2(50)		1(25)
11	1(100)						1(100)		
	10(16)	2(3)	21(33)	29(45)	5(8)	25(39)	19(30)	7(11)	5(8)

\*各欄の( )の中の数字は、当該類型の回答者総数に対する百分率を示す。なお、上記の回答者総数については、第4表を参照のこと。  
 5年目の者のうち、この項目に回答しなかった者がある。なお、百分率は少数点以下を四捨五入した。

容をよく検討してみると、それらは極めて高いところに要求水準を自ら設定し、それに照らして真面目に反省した結果を謙虚に表明したに止まるのであって、決して、本人の意図とは無関係に、留年Ⅱいわゆる落第・進級卒業拒否などを強制されなければならぬ類のものではない。

## 七

「学士入学者」についての紹介が遅れたようである。この類の学生がどのような形で在籍しているか、これは前出の第4表で一覧できる。回答者の全員が前期を二年で修了している。また、社会学部からの「入学者」は一名も回答をしていない。回答者の全員が、国家試験のための勉学を、「入学」の目的に挙げており、経済学部出身者(二名)は、いずれも司法試験を指しており、うち一名は受験の失敗を「入学」の直接の動機とする。これに対して、商学部出身者九名中の七名までが、公認会計士試験の準備を、「入学」の目的として掲げている。「入学」一年目の者に関していえば、回答者五名中四名が右の会計士試験(残る一名は上級職試験)の受験を志している。しかし、そのうちの一名は、思うところ(一般企業)に就職できなかったことを理由とする。こうした目的意欲の強固さや卒業意思の有無をみてみよう。

自己の適性に合わない大学と学部とを選択してしまい、進路を誤ったと感じている七年生が、目標の達成・不達成に拘わらず、早期の卒業・就職を希望していることは理解できる。或る

六年生が、上級職と外務公務員との双方の受験のための勉学を目的としているながら、中途退学をも考えている点も判らないわけではない。また受験を志す以上は、目標を達成して初めて卒業しようとするのが、最も自然だと思われる。けれども、学士入学しても当初の目的が達せられないときは一般企業に就職するとか、目標を果しうるか否かにかかわらず早期に卒業したいとか、このように考えている者が、商学部出身の「入学」後一年目に当る者の、過半数に達していることは注目に値いしよう。これが「入学」後二年目ともなれば、反対に、八割の者が目的を實現してから卒業したい、それが達せられない限り卒業しない、と思うようになる。これらは、挙げられている留年の動機や目的の確からしさについて、或る程度の推測を可能とする要素でもあろう。

次いで経済的狀態を調べてみよう。まず、回答者全体の六割は、専ら父母の負担に依存していることが明らかとなる。父母の負担と自己のアルバイトとで暮している者は、或学部出身者の「学士入学」一年目と二年目とに各一名ずつである。自己のアルバイトのみで頑張っている者は他の学部出身の一名だけである。この者は「学士入学」したことで経済狀態がやや悪化したことを訴えているが、他の者は殆ど經濟狀態に変化なしと答えている。この事態の理解にあたって、「学士入学」は經濟狀態の変化に殆ど影響を与えないと、結果的に捉えることは必ずしも的確でないであろう。むしろ原因的に考えて、殆ど影響がないことの予測あるいはその条件の下でのみ、「学士入学」を

続けていられると、理解する方が妥当ではあるまいか。

八

留年や学士入学の理由や目的として、恐らく万人の納得し易いのは国家試験などを目指す勉学と言うことであろう。これはまた、自己をも納得させるに足る明確な目標である。その点、「法学部留年者」「法学部学士入学者」は恵まれていると言つてよい。司法試験ひいて法曹になる、これらの明確な目標を挙げるのが学部で性質上かならずしも不自然ではないからである。それだけに、こうした目標が留年の目的として掲げられていても、これが真の目的や動機であるか、単なる「合理化」、最も納得し易い形の「正当化」、に止まるかが問題となろう。中には卒業延期というよりも、卒業忌避の志向がかくされていくこともありえようからである。けれども、この点の確かな「見立て」にはやはり時間をかけた個別面接調査が不可欠であろう。

今回の調査結果は、いわば我々の間に「常識化」している印象から、大きく逸脱するものではなかったやに観える。そして右にみられる圧倒的な「勉学志向」に何か対処しようとするならば、教育の方針・方法・内容についてはもとより、在学年限・各種試験制度などの改革とその実現に本格的に取り組むことが急務となろう。司法試験受験を目指す者の五四パーセントが、法学部の在籍年限四年は短い、と断じていることだけでは、必ずしも受験とは関係なく、一般に専門的な勉強をする

ためには後期二年は短かく不十分である、と答えた者が全回答者の六〇パーセント強を占めていたこと、この点は意義深く感じられる。

(採場準一)

〔付記〕昭和五二年七月一五日および一六日の両日、第一二回国立九大学法學部教育課程シンポジウムが、一橋大学法學部を当番校として、東京・神田・如水会館で開催された。そのテーマは、「留年問題について——関連する大学院(修士課程)問題を含めて——」であった。一橋大学法學部では、採場準一、勝田有恒、上原行雄、堀部政男各教官を委員とし、川井健を委員長とする準備委員会が発足し、この委員会は、昭和五一年秋より報告の準備にあたってきた。また、右委員は、シンポジウム当日も、分担して報告をした。「一橋大学における『留年』の実態について」は、右シンポジウムにおいて、採場教授が担当された報告の骨子である。ほかに、シンポジウムでは、一橋大学法學部より、国立九大学法學部あてに出したアンケートの集計の結果も報告された。

(川井 健)

(第6・7・8の各表を作成するにあたっては、選択肢を与えて複数記入を認める形式で、回答することを要請した。ただし、第8表の「留年による経済状態の変化」の項目に関しては、択一的回答を求めた。)